

第 240 回長野県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和 4 年 2 月 4 日（金）14 時 00 分から

2 開催方法 Web 会議システム（Zoom）によるオンライン開催

3 出席者

内水面漁場管理委員 9 名

漁業者代表：飯田 好輝、石田 和夫、井出 美知代

採捕者代表：小澤 哲、水谷 博

学識経験者：平林 公男、竹原 文子、桐生 透、酒井 美月

事務局：吉田書記長他、事務局員 3 名

4 会議事項

(1) 内水面漁場管理委員会の業務について

(2) 会長の選出

(3) 議事

① こいの持ち出し禁止指示について

② 増殖指示量の変更について

(4) その他

① 県内における電子遊漁券の導入事例紹介

5 会議内容

吉田書記長挨拶 会議に入る

吉田書記長 会長が選出されるまでの間、私の方で会議を進行いたします。よろしくお願いいたします。

ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症が拡大しており、まん延防止重点措置が取られていることから、今回は Web によるオンライン会議となります。

委員の皆様にご不便をおかけしていることとも思うかもしれませんが、ご容赦ください。

また、委員の皆様には本来であれば、この場で辞令を交付するところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送とさせていただきますので、ご理解ください。

なお、本日は古谷委員、大沼田委員、金井委員が欠席されておりますが、過半数の委員のご出席がありますので、漁業法の規定により会議が成立していることをご報告します。

続きまして、今回の委員会については、第 21 期委員の初めての委員会となりますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。

まず、事務局から自己紹介をします。

事務局 事務局自己紹介

吉田書記長 続いて、委員の皆様にお一人ずつ自己紹介をお願いいたします。

各委員 各委員自己紹介

吉田書記長 ありがとうございます。

それでは、会議事項に入ります。

先ほど述べました通り、今回は第21期委員の初委員会ですので、まず、内水面漁場管理委員会の業務内容について事務局から説明いたします。

事務局 資料1により説明

吉田書記長 第21期の任期は令和7年11月30日までとなっておりますので、委員の皆様にはこれからよろしくをお願いいたします。

また、ただ今の説明についてご不明点がありましたら、後日事務局までお問い合わせください。

それでは、続きまして、会長の選出を行います。

漁業法に基づき、会長は委員の互選によって決定しますので、委員の皆様から会長のご推薦、ご提案をいただければと思います。

小澤委員 今、事務局から会長の互選のお話がありましたので、ご推薦をさせていただきたいと考えます。

内水面漁場管理委員は漁業者、採捕者、学識経験者の3つのカテゴリーから選出されておりますが、あえて申し上げるなら、漁業者、採捕者は河川湖沼と何らかの利害関係がある立場の方々だと思います。

この委員会は知事からの様々な諮問に対する答申や必要な指示をするという性質のもので、会長には中立な立場でまとめていただく必要があると思います。

その点から、会長は学識経験者から選出するのが望ましいと思います。

そこで、これまで2期8年間、会長をお勤めいただいた平林公男委員に是非、3期目もお願いしたいと思います。

平林委員におかれましては、専門分野の豊富な学識とご経験をお持ちです。また、これまでの委員会で8年間、実に的確かつスムーズな議事進行をしていただいたという実績もごございます。ですので、平林委員に是非、今期も会長をお願いしたいと思います。

吉田書記長 小澤委員ありがとうございます。

ただ今、学識経験者の中から平林委員を推薦するというご意見がございました。

他の委員の皆様から、他にご提案、ご意見はございますか。

各委員 提案、意見無し

吉田書記長 他にご提案、ご意見が無いようですので、平林委員に21期の会長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

吉田書記長 ご異議がありませんので、全員一致で平林委員を第 21 期委員会の会長と決定します。

それでは、早速で恐縮ですが、平林会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

平林会長 会長挨拶

吉田書記長 平林会長ありがとうございました。

それでは、ここから平林会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

平林会長 まず、議事に入る前に議事録署名委員の指名を行います。

委員会の議事録については、後日公表されますので、間違いがないことを証明するため、ご署名いただくものですので、ご承知おきください。

議事録署名委員は選出区分の異なる委員から 1 名ずつ、合計 2 名の委員に順番にお願いしています。

今回の署名委員は、飯田委員と酒井委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日は 2 つ議事がありますが、まず、こいの持ち出し禁止指示についてです。

事務局から説明をしますそのので、その後でご意見、ご質問をお願いします。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 2 により説明

平林会長 ありがとうございました。

資料 2 に基づいて、こいの持ち出し禁止指示について、事務局案の説明がありました。何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

飯田委員 コイヘルペスウイルス病 (KHV) についてですが、私は佐久鯉の組合ですので、その関係もあって、今回の指示について同意はします。ただ一つだけ、私と皆さんで認識の違う部分があるのではないかと考えています。

資料 2 では、原因は「koi herpes virus」と書いてあります。我々が養殖しているコイは「carp」ですので、頭文字は「C」です。「koi」というとニシキゴイのことです。世界的には、どこでも KHV はニシキゴイヘルペスウイルス病なんです。日本だけは「koi」をコイと読めるのでコイヘルペスウイルス病と言っていますが、本来はニシキゴイヘルペスウイルス病です。

それから、日本で最初に発生したのは茨城とありましたが、分かっている中で最初に発生したのは岡山県の児島湖です。ここで茨城よりずっと先に発生しています。なぜ、私たちのように「carp」の方のコイを養殖している業界がここまで色々言うかということ、皆さんには茨城が最も早くに KHV が発生して、一番の原因というように思われていますが、それは間違いなく違います。

平成 15 年に発生するより何年か前から、日本のニシキゴイがヨーロッパに輸出されていて、「KHV が発生している」、「日本のニシキゴイの影響ではないか」と言われていました。日本のニシキゴイ業界はそれを否定していましたが、そこで彼らが何をしていたかということ、イスラエルから KHV ワクチンを輸入して投与していました。ずっと何年か。

それをニシキゴイ業界としては言いませんでしたが、それから2、3年経って、ヨーロッパと日本と二国間貿易協定をした中で、日本に対してPCR検査ではなく抗体検査をするようにと変わり、抗体を持っているものでも輸入しないという形に変わりました。その時、日本国内の多くのニシキゴイ業者の抗体検査をしたら、みんな陽性でした。要するに、隠れてやっていたというわけです。それに対して最も被害を被ったのは、KHVについて全く知らなかった私たちのような食用ゴイ養殖業者でした。

現在もなぜKHVが特定疾病に指定されているかということ、ご存知のとおり、ほぼ日本中にまん延しているからです。

それともう一つ、KHVを予防するには、ワクチンを投与すればよいのです。ワクチン自体はありますから。でも、それはさせない。なぜかということ、ヨーロッパへの輸出の関係があるためです。ヨーロッパは抗体を持っていても輸出させない。ヨーロッパでは、フランスでもドイツでもそうですが、ニシキゴイよりも食用ゴイが重要だからです。食用のコイを守るために禁止させているというわけです。

日本の場合は、食用ゴイよりニシキゴイの方が重要です。ニシキゴイを輸出するため、コイの持ち出しをさせない等の対策をとって、日本国内ではまん延していないという言い方をしているわけです。その結果がどうなったかということ、かつて全国で3万トン程あったコイの養殖生産量が、今では3千トンを切っています。コイというのは古い魚で、昔から日本で食べられていました。歴史が長いのです。ただ、それがほぼ無くなりつつあります。

先に述べた通り、今回、指示の内容には同意はしますが、この場で色々言っても仕方のない部分がありますので、別の機会があればお話しはしたいと思っています。そのことだけは、できれば、頭の片隅にでも留めていただきたいと思います。

平林会長 ありがとうございます。

他にご意見、ご質問はありますか。

各委員 特に無し

平林会長 特に無いようですが、今回飯田委員の意見の内容については、別の機会にご説明いただくということとし、指示については1年間延長として決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 では、こいの持ち出し禁止指示については1年間の延長を決定します。

続いて、次の議事「増殖指示量の変更について」ですが、奈良井川漁業協同組合から変更希望が提出されています。

事務局からの説明の後に、ご意見、ご質問をお願いいたします。

では、事務局から説明をしてください。

事務局 資料3により説明

平林会長 ありがとうございます。

奈良井川漁業協同組合の増殖指示量の変更希望についてですが、あゆとふなの指示量

を減らして、にじます、いわな、やまめ、うぐいの指示量を増やすという内容です。

あゆとふなを全く増殖しないということではなく、少し量を減らして、その分、別の魚種を増やすということですが、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

桐生委員 変更希望理由の中に、あゆを放流しても群れていて釣れないとあります。これは、放流してもなわばりをもつような環境が無くなったということだと思いたいますが、これからの漁場の改善とか、環境の保全などについてはどのように考えているのでしょうか。

また、おとりあゆがすぐ死んでしまうというのがありますが、濁りのせいでしょうか。

もう一点、鎖川での溪流魚とのゾーニングとありますが、元々は溪流釣りとおとり釣りが混在していたということでしょうか。

平林会長 桐生委員のご質問3点について、事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、あゆ漁場の環境に係るご質問についてですが、奈良井川漁協からは、近年は令和元年の台風19号のような災害等もあり、復旧工事などの河川工事で川が直線化する、河床が平坦であり起伏の無いような形になるとか、大水で大きめの石が流されてしまっているというような状況にあるようです。漁協としては、河川工事をする業者に話をし、なるべく配慮していただくよう、お願いもしているそうです。ただし、漁協としては、地域の方の生命にかかわることでもあるので、あまり無理は言えないということもあるようです。

おとりあゆの死亡については、水産試験場で魚病検査をしておりますが、原因が不明であったと聞いています。とにかくおとりあゆを入れるとなぜか死んでしまうというような状況で、昨年はおとりセンターを閉所せざるを得なかったとのことでした。

最後に鎖川のゾーニングについてですが、奈良井川漁協のあゆの主要な漁場は奈良井川本流となっており、本年は350kg放流しています。鎖川は主要な漁場ではありませんが、150kg放流しています。

ゾーニングについて詳細な部分までは伺っていませんが、いままでは桐生委員のおっしゃるような、色々な箇所によく分散放流するというような形であったと思います。今後はそのような放流方法ではなく、一部区間の密度が高くなるように濃密放流するというような放流方法を変えることによって、結果、ゾーニングという形になるということと考えます。

桐生委員 ありがとうございます。

平林会長 それでは、他にご意見、ご質問はありますでしょうか。

特に無いようですので、奈良井川漁協の増殖指示量の変更について、希望通り変更することと決定してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 では、奈良井川漁協の増殖指示量の変更について、希望通り変更することと決定します。

本日の議事については、全て終了しました。

最後に、その他ですが、第20期の委員会で電子遊漁券の導入ですとか、漁協の最近の

取組について全国的な情報などを集めて委員会で紹介してほしいとのご意見がありました。

事務局で電子遊漁券についての情報を集めましたので、県内の取組事例について紹介をいたします。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料4により説明

平林会長 ありがとうございました。

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

石田委員 下伊那漁業協同組合の電子遊漁券について、現在はあゆ以外の魚種のみとのことですが、今後はあゆの遊漁券にも導入するのでしょうか。また、導入に当たって手数料などはどのようになっているのでしょうか。

事務局 まず、あゆの電子遊漁券についてですが、次期シーズンから販売することになっています。

次に、販売手数料についてですが、今回導入したフィッシュパス社に関しては遊漁券の売り上げの5%が手数料となります。電子遊漁券の支払いの際にはクレジットカード払いになりますので、そのクレジットカードの手数料分5%がそのまま漁協の負担となります。

石田委員 わかりました。

平林会長 他に何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

小澤委員 遊漁者の立場から聞きたいのですが、先ほどオンライン上で購入した際の支払いがクレジットカードとの説明がありましたけれども、支払いの決済はクレジットカードのみなのでしょうか。

事務局 支払い方法については、クレジットカードの他に、コンビニエンスストアに設置してある電子端末でも可能です。

小澤委員 それは、例えば、スマートフォンなどにバーコードのようなものを表示させて、コンビニエンスストアで提示すれば支払いが可能ということでしょうか。

事務局 電子遊漁券をアプリで購入することにより、バーコードのようなものが発行されます。それをコンビニエンスストアに設置された機械にかざす、あるいは入力するような形でも支払いができたと思います。いずれにせよ、クレジットカード以外にもコンビニエンスストアでの支払いも可能ということです。

小澤委員 ありがとうございました。

平林会長 他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

水谷委員 電子遊漁券については、長野県では確か、遠山漁業協同組合がつりチケを導入していたかと思います。また、フィッシュパスは福井県から表彰を受けた会社と聞いています。

遊漁者の立場からすると、私も使ったことがあります。電子遊漁券は非常に便利です。ですから、是非、色々な漁協で導入をご検討していただけると、遊漁者としては大変ありがたいです。

また、現在、遊漁券は一年券と一日券が主流ですが、電子遊漁券であれば、例えばスキー等と同じように、午前券とか午後券、一泊二日券のような、色々な形の遊漁券が簡単に作成できると思いますので、是非漁協にはご検討をお願いしたいと思います。

平林会長 ご意見ありがとうございます。

他に何か、ご意見、ご質問はありますか。

無いようですので、私からも一つ質問させていただきます。

GPSで位置情報がすぐわかるということですが、遊漁者に対して、その位置情報の取得について許可を得ているのでしょうか。

先ほどの説明でも愛知県在住の方が多いたとの結果がありましたが、これはGPSの情報によるものなのでしょうか。それとも、別にアンケート調査などを行っているということでしょうか。

GPSは便利ですが、個人情報保護の観点から、使い方によってはデメリットになる場合もあると思います。その点はどのようになっているのでしょうか。

事務局 フィッシュパスからは、遊漁者に対して、漁場においては常にGPS情報をオンにさせていただきようお願ひしています。それが電子遊漁券を購入したことの証明になるためです。

もう一点、遊漁者の在住県の情報などについてですが、電子遊漁券の購入に必要なアプリをダウンロードする際に簡易登録のような形で、利用者情報を登録することになります。その登録情報から、先ほど説明したような情報が得られるということです。

平林会長 わかりました。

ということは、個人情報についてはきちんと保護していて、釣りをしていない時までには位置情報を収集していないということで理解しました。

他に何か、ご意見、ご質問はありますか。

各委員 特に無し

平林会長 事務局からの情報提供とのことでしたが、かなり便利なもののようなので、それぞれの漁協で導入を検討していただければと思います。また、県でも、漁協に紹介していただくなどしていただければと思います。

では、電子遊漁券の導入に係る情報提供についてはこれで終了としますが、委員の皆様からその他に何かありますか。

各委員 特に無し

平林会長 特に無いようですので、本日の議題は全て終了とします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局 平林会長におかれましては円滑な議事進行ありがとうございました。
また、委員の皆様におかれましてはご審議ありがとうございました。
これを持ちまして、第 240 回長野県内水面漁場管理委員会を閉会します。

議事録署名委員

㊞

議事録署名委員

㊞